

深谷市男女共同参画推進員要綱

平成27年5月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者が男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置することにより、市と協力及び連携をして男女共同参画を推進することに関し必要な事項を定めるものとする。

(推進員の役割)

第2条 推進員は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 当該事業者における男女共同参画に関する啓発
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の推進に対する協力
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要と認められる活動

2 市は、前項に規定する活動が円滑に行えるよう、情報の提供等必要な支援を行う。

(設置等の報告)

第3条 事業者は、推進員を設置したときは、男女共同参画推進員設置報告書（様式第1号）により、市に報告するものとする。

2 事業者は、推進員を変更し、又は解任したときは、男女共同参画推進員変更・解任報告書（様式第2号）により、市に報告するものとする。

(報酬等の不支給)

第4条 推進員の活動には、報酬、費用弁償等を支給しない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年10月27日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。